研究制度の事前評価書

平成18年8月 農林水産省

目 次

1	1. 評価書	
	2. 評価個票 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	
	3. 評価関係資料 ····································	
4	4. 参考資料	

研究制度の政策評価書 (事前評価)

1. 評価の対象とした政策

平成19年度において拡充を予定している以下の研究制度を対象に事前評価 を実施した。

- ・先端技術を活用した農林水産研究高度化事業
- 2. 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、対象となる研究制度について、研究制度の予算要求の可否の判断に資するため、農林水産技術会議事務局の担当課が研究の目的、目標、内容等の評価資料を取りまとめた上、自己評価を行い、評価資料及び自己評価結果をもとに、評価専門委員会が平成18年7月に評価結果を取りまとめた。(評価専門委員会の評価結果の決定をもって農林水産技術会議の評価結果の決定となる。)

3. 評価の観点

必要性の観点として、①農林水産研究基本計画等関連する上位計画との関係の明確性、②国が関与して実施又は推進する必要性、③社会的ニーズから見た重要性、④他の制度との役割分担から見た必要性、⑤次年度に着手すべき緊急性について、有効性の観点として、①目標の明確性、②目標達成の可能性、③成果の取扱いや活用方法の明確性、④進行管理に必要なデータを取得する仕組みの有効性について、効率性の観点として、①本制度の想定している対象者の妥当性、②進行管理の仕組みの妥当性、③投入予定の資源と比べた予想される成果の妥当性について、それぞれ評価するとともに、それぞれの観点を勘案して総合的な評価を行った。

4. 政策効果の把握の手法及びその結果

研究制度ごとに、上位計画との関係、研究の科学的・社会的意義、目標、研究計画、実施体制等の状況を把握し、それらのデータに基づき研究制度の必要性、目標の達成可能性等について、高い見識や高度の専門知識を有する学識経験者等から構成される評価専門委員会から意見を聴くことにより、研究開発によりもたらされる政策効果について把握した。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

学識経験者等から構成される評価専門委員会から意見を聴くことにより、

客観性及び透明性の確保を図った。

6. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価の基本資料として、研究制度の目的、目標、内容、実施体制、進行管理、上位計画との関係等に係る資料を使用した。

なお、評価に用いた資料については、知的財産権等の配慮から公開できないものを除き、ホームページや農林水産省担当窓口において閲覧可能となっている。

7. 評価の結果

評価を行った研究制度の拡充事業を平成19年度から実施すべく予算要求することが妥当である。

なお、詳細な評価結果は、個票の通りである。

評 価 個 票

研究制度の評価個票 (評価専門委員会決定)

研究制度名	先端技術を活用した農林水産研究 研究期間 平成19~23年度 高度化事業(拡充) (5年間)
事業費	要求総額377億円(拡充部分89億円)

「制度の概要】

先端技術を活用した農林水産研究高度化事業は、現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るため、平成14年度に創設された提案公募型の競争的研究資金である。

平成19年度から、「全国領域設定型研究」の中に、我が国の農林水産物・食品の輸出促進や食品産業の海外展開に向けた戦略的取組を技術開発の面から強力に推進する「輸出促進・食品産業海外展開型研究」を創設する。

目標

- ・研究制度全般の目標として、事後評価時に概ね当初計画を達成する課題割合80%以上とする。
- ・「21世紀新農政2006」において、平成21年の農林水産物・食品の輸出額を平成16年に比べて倍増させること、また平成22年度の東アジアにおける我が国食品産業の現地法人の活動規模を平成17年度に比べて3~5割程度上昇させることを目標としており、「輸出促進・食品産業海外展開型研究」の研究成果がその目標達成に資することとする。

[必要性]

a. 農林水産研究基本計画等関連する上位計画との関係の明確性

「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)では、輸出促進や食品産業の海外展開に向けた総合的な取組の推進として日本の食文化の海外への普及にむけた取組、輸出ニーズに対応した産地づくりや加工食品の開発を促進することが示されている。

さらに、「21世紀新農政2006」では、農林水産物・食品の輸出促進に向けた戦略的 取組として輸出阻害要因の是正、推進体制の整備等を総合的に推進することが掲げら れており、本研究制度の「輸出促進・食品産業海外展開型研究」と上位計画との関連 は明確である。

b. 国が関与して実施又は推進する必要性

「21世紀新農政2006」において、「攻めの農政」の視点に立った国際戦略の構築と国内農業の体質強化に向けた取組を政府全体で推進することとされており、輸出促進や食品産業の海外展開に向けた総合的な取組に国が関与する必要性は高い。

c. 社会的ニーズから見た重要性

地域の農林水産物等輸出促進協議会 (注1) において、新たな農林水産物輸出を実現する調査研究にかかる意見や要望があることから、「輸出促進・食品産業海外展開型研究」は社会的にも重要である。

(注1) 農林水産物等輸出促進協議会:我が国の高品質な農産物・食品の特性を活かした輸出の本格化に向けた農業者・農業団体や食品産業事業者等による取組を促進するために、関係府省、地方公共団体、関係団体等の幅広い関係者から構成された協議会

d. 他の制度との役割分担から見た必要性

本事業は、産学官連携により農林水産の生産現場に密着した試験研究を公募により推進するものであり、このような制度は他に存在しない。

なお、民間企業等の研究推進を目的とした農林水産省の他の提案公募型の研究開発 事業との役割分担は明確である。

e. 次年度に着手すべき緊急性

「21世紀新農政2006」においては、「攻めの農政」の視点に立った国際戦略の構築と国内農業の体質強化に向けた取組をスピード感をもって推進することが示され、平成21年の農林水産物・食品の輸出額を平成16年に比べて倍増させること、また平成22年度の東アジアにおける我が国食品産業の現地法人の活動規模を平成17年度に比べて3~5割程度上昇させることを目標として掲げており、目標達成に貢献するためにも次年度から着手すべき緊急性は高い。

「有効性」

a. 目標の妥当性(目標設定の明確性、目標達成の可能性)

本制度は、制度全般の目標として事後評価時に採択課題の80%以上が概ね当初計画を達成することを目標としているが、特に「輸出促進・食品産業海外展開型研究」では、輸出戦略・海外展開を図るための具体的な計画を作成させるとともに、実用化を担う民間企業を参画させることを要件とし、その計画の実現を目標としているので、目標設定は明確である。

また、本制度では、外部有識者による課題採択時における事前評価及び研究期間内における中間評価を実施することにより、研究期間内における目標の達成可能性を評価しており、実効性の高い仕組みが確保されている。

さらに、プログラムオフィサー (注2) が課題の選定、評価、フォローアップ等の一連の業務を一貫して対応する実施体制が整備されており、目標達成の可能性は高い。

(必要なデータを取得する仕組みの有効性)

毎年度末に事業実績報告書の提出を求め、研究成果・進捗状況等の把握に努めるとともに、プログラムオフィサーがこれをチェックし、適宜助言、指導を与えることができる体制を整えている。

(注2) プログラムオフィサー: 各制度の個々のプログラムや研究分野で課題の選定、評価、フォローアップ 等の実務を行う研究経歴のある責任者

b. 成果の取扱いや活用方法の明確性(事業化・実用化の見通し等)

研究成果は、委託契約に際し、産業活力再生特別措置法(日本版バイドール制度) を適用して取扱いを明確に定めることとしており、また、プレスリリース、ホームページ等により公表し、利活用を図ることとしており、成果の取扱いは明確である。

「効率性]

a. 本制度の想定している対象者の妥当性

本制度においては、産学官連携による共同研究グループを対象としているが、特に「輸出促進・食品産業海外展開型研究」については、地域の農林水産物・食品を輸出するための計画を確実に実行に移すため、実用化を担う民間企業の参画を要件としており、対象者として妥当である。

b. 進行管理(研究課題の選定手続、評価の実施等)の仕組みの妥当性

本制度では、プログラムオフィサーを配置し、「研究推進会議」において外部専門家の意見聴取を活用する他、コーディネート機関 (注3) を参画させる研究区分や行政ニーズに対応するために研究と行政が一体となって実施する研究区分もあることから、進行管理の仕組みとして妥当である。

外部有識者による評価では、研究実施期間が3年間である研究課題については2年

目に、4或いは5年間である研究課題については3年目に中間評価を実施することとしており、研究期間中に課題の継続の可否、内容の見直し等が行える仕組みとしていることは適切である。

なお、これまでの関連する研究実績を踏まえ、効率的な制度運営を図る必要がある。また、研究成果を実際の輸出につなげるためには、輸出品目、輸出相手国を踏まえた技術的解決が必要な事項等を明確にして研究を進めることが必要である。さらに、輸出事業の成否は、経営的要因によるところも大きいことから、研究の進捗にあわせてマーケティング等を踏まえ経営分析を実施し、研究の実効性を確保することが必要である。

(注3) コーディネート機関:技術シーズを有する研究機関等を有機的に結び付け、共同研究グループの中に おいて研究全体の進行管理(戦略的な計画の推進及び研究開発動向の分析等)を行う機関のこと。

c. 投入予定の資源と比べた予想される成果の妥当性

「輸出促進・食品産業海外展開型研究」においては、応募の要件として、①実用化を担う民間企業の参画及び②地域の農林水産物・食品の輸出促進や食品産業の海外展開に関する基本構想(輸出戦略・海外展開計画)の作成義務を課すことから、得られる研究成果は我が国の農林水産物・食品の輸出促進につながる可能性があり、経済的効果が期待される。

【総括評価】

本研究制度は、日本農業の将来方向の一つとして輸出に目を向けるものであり、新たな取組として高く評価ができる。

また、必要性は高く、緊急性も高い重要な研究制度であり、内容は適切と判断され、平成19年度から実施すべく、予算要求する妥当性は高い。

なお、これまでの関連する研究実績を踏まえ、効率的な制度運営を図る必要がある。また、研究成果を実際の輸出につなげるためには、輸出品目、輸出相手国を踏まえた技術的解決が必要な事項等を明確にして研究を進めることが必要である。さらに、輸出事業の成否は、経営的要因によるところも大きいことから、研究の進捗にあわせてマーケティング等を踏まえ経営分析を実施し、研究の実効性を確保することが必要である。

評 価 関 係 資 料

『先端技術を活用した農林水産研究高度化事業』 (評価関係資料)

1 研究制度の目的

(1) 解決すべき問題点 (ニーズ) 及びその現在の状況

我が国の農業の動向は、国際的なグローバル化が進展している経済社会の動きと密接に結びついており、アジア諸国における経済成長による所得水準の上昇や、中国、台湾等の WTO 加盟による市場アクセスの改善を背景に、我が国の高品質な農産物や食品は輸出拡大の好機を迎えている。この好機を国内の農業と食品産業の活性化につなげるため、より戦略的な輸出の取組が必要な状況となっている。

このような状況下において、「食料・農業・農村基本計画(平成 17 年 3 月閣議決定)」では、輸出促進に向けた総合的な取組の推進として、日本の食文化の海外への普及に向けた取組、輸出ニーズに対応した産地づくりや加工食品の開発を促進することとされている。また、その具体化を進めていくために、先端的農業経営を支える研究開発の高度化が必要であり、産学官連携による革新的技術の開発とその普及の促進が求められている。

また、「21世紀新農政 2006(平成 18 年 4 月食料・農業・農村政策推進本部 決定)」において、「攻めの農政」の視点に立った国際戦略の構築と国内農業 の体質強化に向けた取組を、スピード感を持って推進して行く必要があること とされている。

(2) 本研究制度が解決しようとしている事項

本事業は、研究課題を公募し、産学官連携による優れた発想を活かす、提案公募型の競争的研究資金であり、研究成果を通じて、農林水産物の生産、流通、加工等の現場に密着した農林水産分野の課題を解決しようとするものである。

「全国領域設定型研究」の中に新設する「輸出促進・食品産業海外展開型研究」は、我が国の農林水産物・食品の輸出促進や食品産業の海外展開に向けた 戦略的取組みを技術開発の面からサポートするものである(別添 1 参照)。

(3) 関連する上位計画等

- ・食料・農業・農村基本計画(平成17年3月閣議決定)
- ・21 世紀新農政 2006(平成 18 年 4 月食料・農業・農村政策推進本部決定) (別添 2 参照)

2 研究制度の目標等

(1)研究目標

研究制度全般の目標として、事後評価時に概ね当初計画を達成する課題割合 80 %以上とする。

「21世紀新農政 2006」において、平成 21年の農林水産物・食品の輸出額を

平成 16 年に比べて倍増させること、また平成 22 年度の東アジアにおける我が国食品産業の現地法人の活動規模を平成 17 年度に比べて 3 ~ 5割程度上昇させることを目標としており、「輸出促進・食品産業海外展開型研究」の研究成果がその目標達成に資することとする。

(2)経済・社会への効果

地域の農林水産物等輸出促進協議会において、新たな農産物輸出を実現する 調査研究にかかる意見や要望があることから、「輸出促進・食品産業海外展 開型研究」は、経済・社会への効果は大きい。

3 研究制度の仕組み

民間、大学、独立行政法人、公立試験研究機関等の産学官連携による共同研究グループから、対象となる研究課題を公募し、採択された案件に対し委託研究を実施する。

【研究区分の構成(別添3参照)】

- (1) 研究領域設定型研究
 - ① 全国領域設定型研究

農林水産省が毎年度提示する農林水産施策推進上必要な全国ベースでの研 究領域に対応した研究

- 1)一般型
- 2) リスク管理型
- 3)輸出促進・食品産業海外展開型(新規) 農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開のための生産、流 通、加工等の技術に関する研究(別添2参照)
- ② 地方領域設定型研究 地方農政局等が毎年度提示する農林水産施策推進上必要な地方ベースでの 研究領域に対応した研究
- (2) 地域活性化型研究
- (3) 府省連携型研究
- (4) 緊急課題即応型調査研究

【研究の進行管理】

本制度では、プログラムオフィサーを配置し、課題の選定、評価、フォローアップ等の一連の業務に一貫して対応する実施体制が整備されている(別添4参照)。また、「研究推進会議」において外部専門家の意見聴取を活用することしている他、コーディネート機関を参画させる研究区分や行政ニーズに対応するために研究と行政が一体となって実施する研究区分を設けて進行管理を行っている。

課題採択にあたっては、学識経験者からなる外部評価委員による事前評価を

行うことにより、適切に研究課題が採択される仕組みを担保している。

また、研究実施期間が3年間である研究課題については2年度目に、4或いは5年間である研究課題については3年度目に中間評価を実施し、課題の継続の可否、内容の見直し等を行うこととしている。

さらに、終了時に外部評価により事後評価を行うこととしている。

4 添付資料 別添1~4

輸出促進,食品産業海外展開型

(別添1)

「攻めの農政」の視点に立った国際戦略の構築と国内農業の体質強化に向けた取組み 背景・を、スピード感をもって推進することとし、「攻めの農政」の主要議題である農林水産物・ 食品の輸出促進や食品産業の海外展開に向けた戦略的な取組みを積極的・重点的に 展開することが決定。(平成18年4月4日 食料・農業・農村政策推進本部決定)

応募の要件

- ●実用化を担う民間企業の参 画が必須
- ●地域の農林水産物・食品の 輸出等に関する基本構想(輸 出戦略・海外展開計画)の作成 を義務付け

研究領域の例

- ■農林水産物の輸出促進に関する 流通・加工技術の確立
- ■農林水産物の輸出促進に関する 生産技術の確立

筝

輸出戦略•海外展開計画

- ・輸出促進のための課題を明確にし、生産・輸送技術の開発から販路の創出・拡大等についての戦略を内容とした「輸出戦略・海外展開計画」を策定。
- ・策定に当たっては、生産・流通・加工機関が参画 して技術的課題解決の方向を検討。

課題

- ○国や地域によって異なる市場の性格
- 〇異なる食習慣や嗜好にどう対応するか
- ○高品質・安全性・信頼性が決めて
- 〇輸送中の鮮度低下・品質劣化の対応

輸出促進に関する 生産技術の開発

輸出促進に関する 流通技術の開発 海外展開における 現地加工技術の開発

想定課題例(1)

想定課題例②

輸出向け物流システム実用化技術の開発

青果物の生産・収穫

青果物の種類、輸出 国の事情等により輸 送方法が違う



産地での収穫時期、 予措、予冷との連 携が不可欠

流通技術の開発(例)

- 〇高電場環境による品質保持技術の開発 (高電場と低温を組み合わせた従来にない生鮮食 品の高品質長期貯蔵技術の開発)
- 〇光触媒を利用した静殺菌技術の開発 (酸化チタンのエチレンガス分解やカビ、細菌等の 繁殖抑制効果による酸化防止や鮮度保持技術の 開発)

陸上輸送 海上輸送 鉄道輸送 航空輸送 新技術をコンテナ 輸送へ導入

コンテナ輸送

鮮度低下、品質 劣化の防止

現地

輸出に適合した生産技術の開発

輸出国の事情

- ・大玉果実、甘さへの嗜好が強い。
- ・需要時期が我が国の収穫時期と異なる。 (中秋節(9月初)、旧正月期には日本産リンゴ・梨(新高)の贈答品として人気。)
- ・コールドチェーン体制が不十分。
- ・荷物の取り扱いが手荒い。

生産技術の開発(例)

〇日持ち性、輸送適性の高い品種の開発

(倉庫などで数日間保管可能な日持ち性の高い品種、傷が付きにくい品種の開発 [例:イチゴ、イチジク、ぶどう])

○輸出志向の生産技術の開発

(対象国の嗜好ニーズに適合する生産技術の開発[例:果実の甘さ、大型志向への対応])

輸出向け

想定課題例③

食品産業の海外展開促進技術の開発

食品産業(国内)



相手国の事情

- ・未成熟な食品加工技術、異なる食品規格
- ・食品製造現場での周辺環境汚染、不十分 な衛生管理



加工技術の開発(例)

- 〇高温・高湿等の特徴的な気候条件下での 食品加工技術の開発(低コスト・省エネルギー・ 半自動化食品加工装置の開発)
- 〇食品汚染・腐敗微生物の予測・防除技術の開発(マイコトキシン生産菌の汚染防御法の開発)

日本から原料を調 達して食品加工 (例:米菓、和菓子)

海外での衛生的な 食品の供給

海 外

「輸出促進・食品産業海外展開型研究」にかかる政府計画等の記述(関係部分抜粋)

「食料・農業・農村基本計画(平成17年3月閣議決定」

- 第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- 1. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と施策の評価を踏まえた改革の必要性
- (5) グローバル化の進展

(前略)

一方、アジア諸国における経済成長による所得水準の上昇や、中国、台湾等のWTO加盟による市場アクセスの改善を背景に、我が国の高品質な農産物や食品は輸出拡大の好機を迎えているこの好機を国内の農業と食品産業の活性化につなげるため、より戦略的な輸出の取組が必要である。

- 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 2. 農業の持続的な発展に関する施策
- (5) 経営発展に向けた多様な取組の推進

農業者や食品産業事業者が、その主体と創意工夫を十分に発揮して経営発展を行うことのできる環境を整備する。

(中略)

ウ 輸出促進に向けた総合的な取組の推進

世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展を好機としてとらえ、我が国の高品質な農産物・食品の特性を活かした輸出の本格化に向けた農業者・農業団体や食品産業事業者等による取組を促進する。このため、日本の食文化の海外への普及に向けた取組、輸出ニーズに対応した産地づくりや加工食品の開発を促進する。(中略)

(6) 経営発展の基礎となる条件の整備

ア 生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及

国内農業の食料供給力の重要な要素であり、将来の農業発展の可能性の基礎となる農業技術の開発を計画的・効率的に行うため、数値目標を含めた期別達成目標等を明確化した農林水産研究基本計画を新たに作成する。この計画の下で、競争的研究資金制度等を活用するなど、産学官の連携を強化する。

(後略)

「21世紀新農政2006(平成18年4月食料・農業・農村政策推進本部決定)」

I. 国際戦略

2. 我が国農林水産物・食品の輸出促進に向けた戦略的取組 重点的に市場開拓を行うべき国や地域ごとの輸出戦略を策定し、民と官が一体となって、日本食文化の海外普及、戦略産品を中心とした販売促進活動への支援、輸出阻 害要因の是正、推進体制の整備等を総合的に推進する。

目標:農林水産物・食品の輸出額を5年で倍増 2,954億円(16年)→6,000億円(21年)

3. 東アジア食品産業共同体構想

国内市場は少子化・高齢化等により成熟化する一方、近隣には経済発展に伴い拡大傾向にある魅力的な東アジア市場が存在する。これらの市場は、欧米と異なる独特の食文化を持っている。これに着目してこれまでの発想を転換し、食品産業の海外進出を促進する。その際には、「攻め」の姿勢からの EPA 推進戦略とも連携し、日本食文化の海外普及、輸出促進戦略、知的財産権やブランド保護の取組を十分活用する。

目標:東アジア(中国、台湾、韓国、ASEAN 6ヶ国)における我が国 食品産業の現地法人の活動規模を5年で3~5割上昇

売上高:84億ドル(17年度推計)→110~125億ドル程度(22年度)

先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の概要

(別添3)

研究領域設定型研究(拡充)

(1)全国領域設定型研究(拡充)

農林水産省が提示する農林水産施策推進 上必要な全国ベースでの研究領域に対応し た研究の推進

- 1) 一般型
- 2)リスク管理型
- 3)輸出促進・食品産業海外展開型(新規)

②地方領域設定型研究(継続)

地方農政局等が提示する農林水産施策推 進上必要な地方ベースでの研究領域に対応 した研究の推進

地域活性化型研究(継続)

地域の農林水産業・食品産業等の活性化を図 るための研究開発を推進

- 〇地域競争型研究
- 〇広域ニーズ・シーズ対応型研究
- 〇現場連携支援実用化促進型研究

府省連携型研究(継続)

他府省の基礎・基盤研究で生まれた技術シー ズや他分野の研究成果を活用する研究の推進

緊急課題即応型調査研究(継続)

年度途中で発生した、農林水産分野の緊急課 題に対応して、短期間で取り組む調査研究

- 〇農林水産施策への迅 速かつ的確な対応
- 〇リスク管理行政への調 査研究結果の迅速な活用 (研究と行政が一体となっ て実施)
- 〇農林水産物・食品の輸 出促進のための対応
- 〇地方段階での施策課題 への迅速かつ的確な対応
- 〇地域の技術シーズを活 用して地域産業を活性化
- 〇地域が抱える共通課題 の効率的・効果的な解決
- ○地域の研究機関が結集 し、コーディネート機関の 支援を通じて早期実用化
- 〇府省間の連携強化
- 〇農林水産分野への新手 法の導入

〇突発的な緊急課題への 対応

<研究課題例>

〇大型クラゲの大量出現予測、漁業被害防除及び 有効利用技術の開発

<研究課題例>

○農作物中の有害物質のリスク管理手法に係る 調査研究

<研究課題例>

〇高電場環境による品質保持技術の開発

<研究課題例>

〇やませ等変動気象下における水稲の高度生 育・被害予測モデルと冷害軽減・回避技術の開 く東北地区>

<研究課題例>

- 〇レタスF1育種法の改良による加工専用F1品種 の育成
- ○食品系廃棄物の資源化・リサイクル促進のため の地域リサイクルシステムの開発
- 〇農産物残渣(米ぬか)を原料とする新セラミック スの開発

<研究課題例>

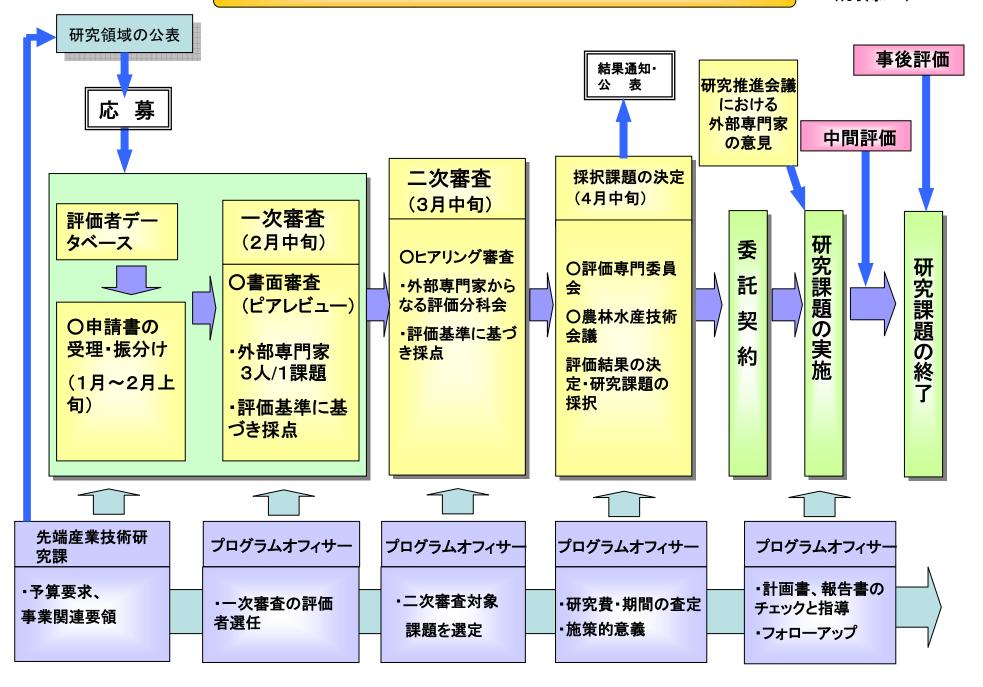
- ○重イオンビーム照射による組換え花き高品位化 技術の開発
- ○ワクチン接種キュウリ苗のオンデマンド供給技術 の開発

<調査研究例>

- 〇火傷病侵入警戒に関わる緊急調査研究
- ○輸入アサリの偽装表示対策技術の開発

先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の評価の仕組み

(別添4)



参 考 資 料

〇農林水産省における研究開発評価に関する指針(関係部分抜粋)

第4 研究制度評価

- 4 評価の方法
 - ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて研究制度の評価項目及び評価基準を定める。
 - ② 事務局は、評価対象となる研究制度の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い自己評価を実施し、評価専門委員会に報告する。
 - ③ 評価専門委員会は、②の自己評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価結果を決定し、技術会議に報告する。
 - ④ 技術会議は、評価専門委員会の決定をもって技術会議の評価結果の決定とするとともに、評価結果を踏まえて、研究制度の見直し、運用の改善、予算の配分等、所要の措置を行う。

〇研究開発評価実施要領 (関係部分抜粋)

- 第3 研究制度評価
- 1 評価の対象及び評価の時期
- (1) 事前評価

評価の対象は、新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度 のうち新たに又は見直して開始しようとする部分とするが、以下に該当するもの は除く。評価は、概算要求を提出するまでに実施する。

- ア 中間評価の結果を踏まえて開始するもの
- イ 予算の単なる大くくり化によるもの
- ウ 制度内容の変更を伴わず単に制度規模の拡大に伴い経費が増加するもの

2 評価の方法

- ① 評価指針第4の4の①に基づき農林水産技術会議事務局(以下「事務局」という。)が定める評価項目及び評価基準は別表1を原則とする。
- ② 評価指針第4の4の②に基づき実施する研究制度の概要資料の作成及び自己評価は、技術政策課の総括の下、研究制度の担当課が実施する。

研究制度評価の評価項目及び評価基準

評価区分		評価項目	評価基準	
事前評価	①必要性	農林漁業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の現状を踏まえ、 a. 農林水産研究基本目標等関連する上位計画との関係の明確性 b. 国が関与して実施又は推進する必要性 c. 社会的ニーズから見た重要性 d. 他の制度との役割分担から見た必要性	各評価項目について次 の4段階で評価を行う。 A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い	
	②効率性	a. 本制度の想定している対象者の妥当性 b. 進行管理(研究課題の選定手続、評価の実施等)の仕組みの妥当性 c. 投入予定の資源と比べた予想される成果の妥当性	各評価項目について次 の4段階で評価を行う。 A:妥当 B:概ね妥当 C:見直しが必要 D:妥当でない	
	③有効性	a. 目標の明確性 b. 目標達成の可能性 c. 成果の取扱いや活用方法の明確性(新たな市場の開拓、農林水産業の発展、地域への貢献、知的資産の形成、人材の育成、事業化・実用化の見通し等) d. 進行管理に必要なデータを取得する仕組みの有効性	各評価項目について次 の4段階で評価を行う。 A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い	
	④優先性	a. 次年度に着手すべき緊急性	各評価項目について次 の4段階で評価を行う。 A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い	
	 〔総括評価基準〕 ①~④の観点を踏まえ総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。 1 当該研究制度は重要であり、内容は適切 2 当該研究制度は重要であるが、内容の見直しが必要 3 当該研究制度の実施は不適切 			

〇評価専門委員会委員名

貝沼 圭二 (国際農業研究協議グループ(CGIAR)科学理事会理事)

池上 徹彦(独立行政法人産業技術総合研究所理事)

岩間 和人(北海道大学大学院農学研究科教授)

金濱 耕基(東北大学大学院農学研究科教授)(座長)

木村 眞人(名古屋大学大学院生命農学研究科教授)

鈴木 敦(弁理士)

鈴木 鐵也(北海道大学大学院水產科学研究科教授)

世古 晴美 (兵庫県農林水産技術総合センター作物部長)

田中 隆治(サントリー株式会社顧問)

西村 いくこ (京都大学大学院理学研究科教授)

林 良博(東京大学大学院農学生命科学研究科教授)

三野 徹 (京都大学大学院農学研究科教授)

門間 敏幸(東京農業大学国際食料情報学部教授)